

三宅島で手鉾遊魚を楽しむ皆様へ

最近、手鉾遊漁者（遊泳しながら鉾・ヤス等の漁具を使って魚等を獲る人）の沖合への進出により、漁船との接触未遂事故が起きております。

そのため、接触事故を未然に防ぎ、安全に手鉾遊漁を楽しんでいただくために、関係団体とともに「三宅島手鉾遊漁ルール5箇条」を作りました。

皆様には、この主旨をご理解いただくとともに、ルールの遵守についてご協力をお願いします。

三宅島手鉾遊漁ルール5箇条

1. <漁船との接触防止>

○三宅島では漁業が盛んで、漁船が高速で航行する海域が数多くあり、これらとの接触事故を防止するため、別紙「三宅島手鉾遊漁マップ」において、船主は十分注意して航行しますが、手鉾遊漁者も十分に注意して遊泳し、できるだけ沖合には出ないようにしてください。

2. <フロートの携帯>

○手鉾遊漁中であることが船舶から認識しやすいように、遊漁中は「黄色」または「オレンジ色」等の海面でも目立つ色のフロート（ボンデンやタンポ）を必ず携帯するようにしてください。（ダイビング用のレスキューフロートは不可）

3. <漁業・ダイビング等のトラブル防止>

○手鉾の使用が他人の迷惑とならないよう、漁業・ダイビングや釣り等が行われている海域においては、手鉾遊漁を自粛してください。また、日没後の手鉾遊漁については、禁止となります。

4. <資源保護区および港湾区域での手鉾遊漁の禁止>

○三宅島では漁業資源保護を目的に資源保護区が設定されております。別紙「三宅島手鉾遊漁マップ」に掲載されている禁止区域（保護区および船舶が多く航行する港湾区域）での手鉾遊漁は禁止となります。

5. <密漁行為の禁止>

○三宅島では、イセエビ・トコブシ・サザエ・天草・トサカノリ等には漁業権が設定されております。別紙「三宅島における水産動植物の採捕について」に掲載されている水産動植物の採捕は禁止となります。

水中銃の使用は禁止されています。

三宅島をはじめ東京都全域の海面（伊豆諸島・小笠原諸島も含む）では、東京都漁業調整規則により水中銃（スピアガン、発射装置付きの鉾やヤス等の刺突漁具類）の使用は禁止されています。

詳細につきましては、東京都三宅支庁産業課水産担当（TEL：04994-2-1312）または東京都産業労働局農林水産部水産課（TEL：03-5320-4850）までお問い合わせください。

※なお、皆様のご意見を参考に、実態に即した安全性の高いルールになるよう、定期的に見直す予定です。また、違反を行っている方をお見かけした場合や、ご意見等がございましたら下記までお知らせください。

三宅地区海面利用協議会事務局

（三宅村役場観光産業課）

一般社団法人三宅島観光協会

三宅島漁業協同組合

三宅支庁産業課水産担当

東京都産業労働局農林水産部水産課

TEL：04994（5）0992

TEL：04994（5）1144

TEL：04994（5）0011

TEL：04994（2）1312

TEL：03（5320）4850